令和7年2月14日

区長各位

諏訪市長　金子 ゆかり

民生委員・児童委員の候補者選出について（協力依頼）

余寒の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素、市行政に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、令和7年度は民生委員・児童委員の一斉改選の年にあたり、現在委嘱されている委員（全 120 名、主任児童委員を含む）の皆様につきましては、本年 11 月 30 日をもちまして 3 年間の任期が満了となります。

民生委員・児童委員の皆様には、地域において、高齢者や障がいのある方、また、こども達への見守りを行っていただいているとともに、地域住民の医療・介護・子育て・生活上の心配ごとなど様々な相談にも応じていただきながら、必要な支援が受けられるよう専門機関へつなぐ等、諏訪市及び各地域にとって大変重要な役割を担っていただいております。

民生委員・児童委員の選出につきましては、民生委員法により市に設けられる民生委員推薦会（14 人）が、各地区の選考慣例や実情等を踏まえながら、定めた基準により候補者の選出を行います。
しかしながら、少人数の推薦会委員では、各地区の候補者を十分把握することが困難であり、候補者選考に難航しているのが実情です。

つきましては、本年 6 月から 8 月の間、民生委員・児童委員の候補者を選出のため、退任予定の民生委員・児童委員や推薦会委員が区長様にご相談をさせていただく場合もあろうかと存じます。公私共にご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、区長様はじめ区役員の方々のご協力を賜りますよう何卒お願い申し上げます。

また、民生委員・児童委員からは、区との連携や協力体制を一層推進したいとの声も届いております。今後も各区からの活動への変わらぬご理解とご協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

（裏面に続く）

＜民生委員・児童委員の活動について＞

民生委員・児童委員の詳しい活動内容は添付のチラシ『「民生委員・児童委員」として活動してみませんか』をご参照ください。諏訪市では民生委員・児童委員に「福祉委員」の兼務をいただいており、統計調査にご協力いただいています。

＜民生委員・児童委員と福祉委員の違い＞

	民生委員・児童委員	福祉委員
任　期	令和７年12月１日～令和10年11月30日 ３年間（再任可能）	
活動内容	・地区内のお困りごとがある方を行政に取り次いでいただく。 ・地域の見守り。 ・年数回、委員向けの研修会や協議会へ参加。 ・市内 8 地区に分かれて所属し、月１回の定例会への参加。	諏訪市が整備している「要援護者台帳」などの更新作業をお手伝いいただきます。
手当て・報酬	実費相当として活動費を支給 年間 60,200 円	報酬として 年間 55,900 円～ （役職により加算有）

＜新たな民生委員・児童委員の選出にあたって＞

区によっては、引き続き再任される民生委員・児童委員もいらっしゃる区もありますが、退任予定の委員がいる区は、現職の民生委員・児童委員から後任候補のご相談があった際には、ご協力をお願い致します。

選出にあたり、ご質問などありましたら、社会福祉課までご相談ください。

諏訪市役所健康福祉部社会福祉課
課　　長：小泉　知道
社会係長：飯田　洋一
担　　当：小松　直斗
TEL　52-4141　内線 236・231

「民生委員・児童委員」として活動してみませんか

～支えあう　住みよい社会　地域から～

「民生委員」は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員（無報酬）です。「誰もが暮らしやすい地域づくり」をお手伝いするために、住民の立場から生活や福祉全般に関する相談に応じ、行政や地域の支え合いにつなぐ役割を担っています。
また、すべての「民生委員」は、児童福祉法によって「児童委員」も兼ねており、妊娠中の心配ごとや子育ての不安に関する様々な相談や支援を行っています。

- 特別な知識や経験は必要ありません
- 行政や社会福祉協議会もサポートいたします
- 仕事をされている方でも可能な範囲での活動で OK です
- 18歳以上の方であれば、年齢制限はありません

［県内の人数］	［任期］
約5,200人 （400人に1人）	1期 3年間 （再任可能）

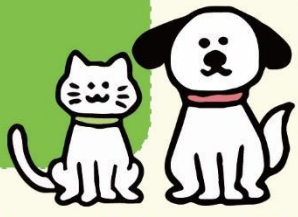

民生委員・児童委員はこんな活動をします

見守り

●高齢者、障がい者世帯等の訪問、見守り

高齢者や障がい者世帯等の安否確認や見守りのための訪問活動を行います。

●登下校時の見守り活動

子どもたちが交通事故や犯罪被害に巻き込まれないよう、登下校時の子どもたちの見守りや声かけ、パトロール活動などを行います。

支える

●住民の居場所づくりや仲間づくり

高齢者や子育て家庭を対象にしたサロン活動等に取り組みます。

●地域の行事等への参加

地域行事や学校行事等へ参加し、住民との交流を深めます。

つなぐ

●行政や関係団体へのつなぎ役

地域住民が抱える悩み事等の相談に応じ、専門機関へつないだり、福祉サービス等の情報提供を行います。

●実態調査等への協力

行政等の依頼に基づき状況調査等に協力します。

実際の活動を通しての声

独り暮らしのお年寄りには、「体調はいかがですか」などと声掛けしています。コロナ禍で、地域とのつながりが疎遠とならないよう電話や置き手紙などにより様子をお伺いしています。「訪問してくれるのが楽しみ」と言っていただき、私自身も嬉しいです。

高齢者のお宅を警察官と一緒に訪問し、振り込め詐欺の被害防止を呼びかけました。関係機関の方と一緒に訪問することで、不安なく地域の方に見守り活動ができています。

初めての方でも大丈夫!!

定例会で委員の仲間と情報交換を行ったり、研修会で必要な知識を得ることができます。

民生委員・児童委員について詳しく知りたい方はこちらへ!!

＊全国民生委員児童委員連合会 HP へつながります。

［民生委員・児童委員に関するお問い合わせ先］○○市社会福祉課社会係　連絡先：×××－××××－×××

［本チラシに関するお問い合わせ先］長野県健康福祉部地域福祉課　連絡先：026-235-7114（直通）